

令和元年10月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和元年10月25日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市生涯学習センター(きらきら21)ホール1、2	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊵遅刻 ㊶早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	㊗ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 岩木 保徳
		○ 松永 勝也
		○ 百枝 純治
		○ 松尾 和広
		○ 紙本 政信
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 任 川村 和夫	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
3 番 柿 山 享	4 番 大 久 保 純 三	

事務局長

皆様、こんにちは。明日、志佐宮日、明後日は水軍祭りが開催されるため、会場がきらきら 21 となっており、皆様にはご不便をおかけしております。

さて、8月21日から行ってまいりました農地パトロールですが、10月2日の鷹島地区で終わることができました。委員の皆様には、大変お忙しい中にご協力いただきまして、ありがとうございました。

また、最適化推進アンケート（営農実態調査）については、現在回収率65%となっており、農林課の協力を得て、データの入力が徐々に進んでいる状態です。

それから、先日農業委員会会長事務局長会議が開催され、現在の目標の進捗状況の説明がありましたので、その内容をおつなぎいたします。まず農地集積についてですが、県の目標 1,366 ヘクタールに対し 784.9 ヘクタールということで、達成率は 57.5%となっております。本市は 74 ヘクタールのうち 50.4 ヘクタールですので 68.1%の達成率です。次に、遊休農地の解消ですが、県の目標 652 ヘクタールに対し、64.8 ヘクタールで達成率は 9.9%です。本市におきましては、目標 1 ヘクタールに対し今のところ 0 となっております。適正な非農地処理については、県の目標 2,756 ヘクタールに対し、147 ヘクタールで達成率は 5.3%です。本市におきましては、が、目標 15 ヘクタールに対し 76 ヘクタールとなっております目標達成です。農業者年金の確保につきましては、県の目標 87 人に対し 35 人ということで、達成率は 40.2%となっております。本市は、2 人に対して 0 人ですので、今後 1 月いっぱいまでに確保が必要な状態です。農業新聞につきましては県の目標 2,565 部に対し 2,531 部で 98.7%の達成率です。本市は 122 分に対し 120 部で 2 部及んでいません。1 人の委員さんからのみ新規申し込みがあっておりますが、長崎県版ページの存続がかかっておりますのでさらなるご協力をお願いします。

また、12月に長崎県に会計検査が入るとの通知もあっており、農業委員会が取り扱っております最適化交付金なども対象となる見込みですので、ご協力を要請する場合もあるかと思っております。その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、山川会長にご挨拶をしていただきまして、10月の総会に入りたいと思います。

会長

皆様、こんにちは。本日は、農繁期の忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。

今月は、私の方からお話することは特にございませぬ。後ほど農林課から、農業振興地域整備計画の変更について話がありますので、その後のご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議案に入っていきたいと思っております。本日の欠席委員は、9番 崎田委員、推進委員の萩原委員、北川委員です。

次に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。3番 柿山委員、4番 大久保委員に議事録署名人をお願いいたします。

では、各種報告から入らせていただきます。

事務局 各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。2件でございます。

1件目は、令和元年10月3日にあっせんの申出があった分です。申出人は記載のとおり、相手方は決まっておられません。種類は売買、対象地が調川町松山田免の田4筆、畑1筆、計5筆で合計面積が3,867平方メートルです。

2件目は、令和元年10月10日にあっせんの申し出があった分です。申出人は記載のとおり、相手方は決まっておられません。種類は売買、対象地が松浦市志佐町長野免、地目は田、面積が2,244平方メートルです。

以上2件につきまして、あっせん委員の決定をお願いいたします。

議長 それでは、あっせん委員の選任をさせていただきたいと思っております。1件目の調川町松山田免の分を、調川の推進委員の村田委員、調川には推進委員がおひとりしかいらっしゃいませんので、今福地区の立山委員にお願いしたいと思います。2件目の志佐町長野免につきましては、上志佐地区の推進委員の鈴立委員と百枝委員にお願いいたします。

事務局 続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出(相続)について、ご説明いたします。被相続人、相続人は記載のとおりです。農地の所在は調川町松山田免の田24筆、畑7筆、計32筆で合計面積は25,899平方メートルです。被相続人は平成17年に死亡されておりますが、平成31年3月25日に相続登記が完了したということで、相続人から令和元年10月3日に届出がされたものです。

次に申請事件の処理状況を読み上げます。
(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

<申請事件の処理状況>

農地法関係

条項	申請人	転用目的	申請面積	処理状況
4	申請人氏名	農業用倉庫及び飼料(WCSロール)置き場	1,095 m ²	R1.10.15 許可

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人(貸人)氏名	譲受人(借人)氏名	発電用施設用地	2,613 m ²	R1.10.15 許可

<提案事件の集計表>

農地法関係

申請事由	件数	面積		
		田	畑	積計
第5条 介護施設用地	1		1,252 m ²	1,252 m ²

証明関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
非農地証明	1	94 m ²		94 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	53	276,887 m ²	2,803 m ²	279,690 m ²
賃借権	6	21,704 m ²		21,704 m ²
使用貸借	47	255,183 m ²	2,803 m ²	257,986 m ²
計	53	276,887 m ²	2,803 m ²	279,690 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	49	276,887 m ²	880 m ²	277,767 m ²
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について	2		414 m ²	414 m ²
計	51	276,887 m ²	1,294 m ²	278,181 m ²

内容	適用
農業振興地域整備計画の変更について	松浦市農業振興地域整備計画書(案): 編入 11件 除外 549件

農用地利用計画の変更概要

区分	農用地					農業用 施設用地	混牧 林地	山林 原野	その他	合計
	田	畑	樹園地	採草 放牧地	小計					
1. 変更前(平成31年1月現在) (1)農業振興地域の地目別面積	1,601.7 ha	940.9 ha	450.0 ha	3.0 ha	2,995.6 ha	11.1 ha		5,606.2 ha	2,660.4 ha	11,273.3 ha
(2)農用地区域の地目別面積	1,317.4 ha	553.6 ha	78.0 ha		1,949.0 ha	8.1 ha		94.3 ha	33.6 ha	2,085.0 ha
2. 変更後(全体見直し後) (1)農業振興地域の地目別面積	1,601.7 ha	940.9 ha	450.0 ha	3.0 ha	2,995.6 ha	11.1 ha		5,606.2 ha	2,660.4 ha	11,273.3 ha
(2)農用地区域の地目別面積	1,333.3 ha	522.3 ha	78.0 ha		1,933.6 ha	7.5 ha		130.8 ha	16.7 ha	2,088.6 ha

農用地区域の地目別変更内訳

単位:ha

区 分	農 用 地					農業用 施設用地	混牧 林地	山林 原野	その他	合 計
	田	畑	樹園地	採草 放牧地	小計					
編 入	1.1 ha	0.5 ha			1.6 ha				0.1 ha	1.7 ha
除 外	3.9 ha	2.0 ha			5.9 ha			32.5 ha	0.6 ha	39.0 ha
面 積 修 正										40.9 ha
合 計	5.0 ha	2.5 ha			7.5 ha			32.5 ha	0.7 ha	81.6 ha

承認関係

内 容	筆数	面 積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	1	890 m ²		890 m ²

議 長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

5 番 5 番 武部です。この届け出は、いつから必要になったのですか。

事務局 平成 21 年 12 月 15 日の改正で義務付けられました。法に基づいたものですので、届出はしないとはいけません。

議 長 まだ知らない方もいらっしゃいますので、相続登記も併せて今後も周知に努めたいと思います。
ほかにありませんか。

(意見等なし)

何もありませんね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 総会資料の 4 ページをお願いします。議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事件番号 1 番について申請書に基づき調査した

結果をご説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。現地の位置図は議案の 167 ページ、168 ページをご覧ください。農地区分は、申請地の 300m以内に市役所鷹島支所があるため、第 3 種農地区分となっております。転用の目的は、譲渡人から土地を購入し、譲受人が介護保険施設用地として転用するもので、木造スレート葺平屋建ての建物 1 棟を建築する計画であります。譲受人は第 7 期松浦市介護保険計画・高齢者福祉計画に定める介護保険施設等の整備について、施設の設置及び運営主体として適合している事業者として、平成 31 年 4 月 23 日付けで松浦市からの決定を受けておられます。総会資料の 169 ページの字図をお願いします。転用する農地面積は畑 2 筆分 合計 1, 252 平方メートルですが、申請地から南側市道（黄色着色）へ接続する公衆用道路（緑着色）との出入り口が狭いため、安全面の観点から、個人所有の地目は山林の土地の一部約 9 平方メートルを道路として拡幅し利用する計画であります。なお、私有地につきましては、土地造成と道路としての利用について地権者の同意書をとられています。総会資料の 170 ページから 173 ページには配置図、平面図、立面図をそれぞれ添付しております。申請地には隣接する農地はなく、雨水につきましては、建物を除く約半分は自然浸透、残りはアスファルト舗装されますので、建物周辺に暗渠及び溜桝を新設し、敷地内南側に新設する側溝から市道側溝まで道路を横断させて排水をする計画であります。また、建物部分の雨水につきましては、雨どいを設置し、同様に市道側溝へ接続するようにされております。生活雑排水につきましては、合併浄化槽から敷地内側溝へ接続し、市道側溝へ排水するようにしておりますので、周囲の農地への日照・耕作、道路水路への土砂の流出等影響はないと考えます。なお、市道側溝への接続につきましては、道路占用許可をとられており、排水可能であるとの接続の許可を得られております。資金計画については、自己資金と施設整備に伴う県、市の補助金、金融機関からの借入れとなっております。補助金決定通知書、金融機関の残高証明書、融資見込証明書がそれぞれ添付されております。以上の状況から問題ないと判断いたしますので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員のご意見を願いたいいたします。

18 番 18 番 瀬川です。今月 21 日と先月、現地を確認してきました。里道がぐるっと周囲を通っています。排水計画もなされており、周囲に農地がありませんので、影響はないと判断しました。3 月には地元説明会が開催されております。こちらの施設開設は地元住民からの要望もあっておりますので、特に問題はございません。
ご審議方、よろしく願いたいいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからも願いたいいたします。

17 番 17 番 崎村です。事務局と地元委員さんからの説明のとおりです。水路の確保もできており、問題ないと思いました。

- 議長 ありがとうございます。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからご意見をいただきましたので、ここで、質疑をお受けしたいと思います。
この件について、ご意見等はございませんか。
- 6番 6番 大川内です。譲受人が、A物産株式会社となっておりますが、どういう業務を行っているところなのでしょうか。
- 事務局 販売関係の仕事をされているということで、A物産株式会社という名称になっています。
グループホームにつきましては、これから介護保険施設としての指定を受けるとい形になりますので、まだ名称が決まっておらず、大元の会社から申請が上がっているという状況です。以上です。
- 議長 他に何かありませんか。

(意見等なし)

それでは、議案第 55 号は申請どおり許可相当と意見を付して進達するものとしてよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は申請どおり許可相当と意見を付して進達するものといたします。
次に、議案第 62 号 非農地証明願についてを議題といたします。
- 事務局 議案第 62 号非農地証明願について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。現地の位置図を 174 ページに議案の資料図面として添付しております。字図は、175 ページに航空写真は 176 ページに添付しております。申出人は、記載のとおりです。申請の内容は、志佐町里免字、地目：田、94 平方メートルであります。証明を受けようとする物件の状況は、平成 7 年の辻ノ尾土地区画整理事業の際、隣接する市道辻の尾山手線改良工事が行われ段差がついたため、同一地番であった志佐町里免 地目：田への進入路としてコンクリート舗装されている状況です。スライドをご覧ください。市道改良工事に伴う残地であります。非農地証明願 1 件についての説明は以上であります。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 地元委員のほうから、ご意見をお願いいたします。
- 推進委員 推進委員の大石です。今、事務局から説明がありましたとおり、市道改良工事の残地で、矢のような形で残っており、田としては利用できない状

況です。非農地証明を交付することに特に問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、現地確認に行かれた委員さんからもお願いいたします。

18番 18番 瀬川です。事務局並びに地元委員の説明のとおりでありまして、補足することはございません。非農地証明を出すことに何ら問題はないものと判断しました。

議長 ありがとうございます。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも、非農地証明を交付することに問題ないというご意見をいただきました。

何か、この件についてご意見はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようですので、非農地証明を交付することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は、非農地証明を交付するものといたします。

次に、議案第 63 号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 6 ページをご覧ください。議案第 63 号 農地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和元年 10 月 28 日としております。7 ページに農用地利用集積総括表を添付しております。8 ページに賃貸借権の再設定分を、9 ページから 12 ページに使用貸借権の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。これは、皆様方のほうから掘り起こし報告を出していただいたものの集計でございます。

何かお気づきの点等はございませんか。

意見もないようでございますので、議案第 63 号は計画どおりに決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は計画どおりに決定することとし、公告予定日を 10 月 28 日といたします。
- 次に、議案第 64 号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。
- 事務局 17 ページをご覧ください。議案第 64 号 農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。18 ページから 118 ページまで 49 件の配分計画書を添付しております。志佐川土地改良区 3 工区から 6 工区(柚木川内、稗木場、田ノ平、長野、横辺田)を農地中間管理事業の重点地区として機構への集積を取組んでおります。期間はすべて 10 年で、ほとんどが AtoA か親名義の農地をその後継者に貸付ける分で、5 名が AoB になります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 議案の説明が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。利用配分計画案について、何か質問等はございませんでしょうか。
- (意見等なし)
- ご意見もないようですので、問題ないという意見を付して提出することで異議ございませんか。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 それでは、議案第 64 号の配分計画は問題ないという意見を付して提出するものといたします。
- 次に、議案第 65 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。
- 事務局 議案第 65 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について、事件番号 1 番からご説明いたします。登記義務者、登記権利者は、記載のとおりです。土地の所在は、松浦市福島町里免、地目：畑 104 平方メートル、法務局受付年月日及び受付番号は令和元年 9 月 10 日受付、登記原因につきましては、昭和 38 年 11 月 8 日、時効取得となっております。この件につきましては、10 月 4 日に地元委員の紙本推進委員と現地調査を行いました。この日は、福島地区の農地パトロールの日でもありましたので、他の委員さんにも見ていただいております。時効取得された農地は、登記原因日の昭和 38 年以前に当事者の親の代に売買し、登記未了のまま現在まで畑として利用されておりましたが、今回、未登記物件の整理をするにあたり時効取得により所有権移転登記が完了したものです。この土地は、20 年以上、所有の意思を持って平穏かつ公然に、占有を継続してきたものでありますので、今回の時効取得につきましては、問題ないものと思われ
- 続きます。事件番号 2 番についてご説明いたします。登記義務者、登記権利者は、記載のとおりです。土地の所在は、松浦市志佐町里免、地目：

畑 310 平方メートルであります。法務局受付年月日及び受付番号は令和元年 10 月 3 日受付であります。登記原因につきましては、昭和 59 年 2 月 1 日の時効取得となっております。この件につきまして、10 月 16 日に地元委員の大石推進委員と現地調査を行いました。時効取得された農地は、昭和 59 年当時から使用されておられますが、現在に至るまで登記未了となっております。当該案件は、志佐町里地区の国土調査において登記上 B 氏で残っていることが判明したものです。B 氏の方も幼少の頃に親が C 氏に譲渡していたもので、C 氏の方も隣接地の自己所有地と合わせてみかん畑として利用されていたものです。今回、時効取得により所有権移転登記が完了されております。この土地は、事件番号 1 番同様に 20 年以上、所有の意思を持って平穏かつ公然に、占有を継続してきたものでありますので、今回の時効取得につきましては問題ないものと思われま

す。時効取得についての 2 件の説明は以上であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号 1 番からお願いいたします。

推進委員 推進委員の紙本です。10 月 4 日に現地を確認してきました。その日は、福島地区の農地パトロールの日で事務局と福島の委員さんと共に見てきました。事務局の説明のとおりで、特に問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。それでは、事件番号 2 についてもお願いいたします。

推進委員 推進委員の大石です。こちらは、親の代に C さんに譲られていたということでした。長年、みかん畑として使われており、何ら問題はないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。今、地元委員さんからも問題ないというご意見をいただきました。この件につきまして、質疑を受けたいと思います。何かご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようですので、議案第 68 号は、事件番号 1、2 とも問題ないということで、よろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 それでは、議案第 65 号は問題ないということで報告をすることといたします。

次に、議案第 66 号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。まず変更計画に対しまして、担当課の方から説明をお願いした

いと思います。

農林課担当職員

農業振興地域整備計画の全体見直しについてご説明いたします。市では、農業振興に必要な農地を農用地として指定しています。今年はその全体見直しの時期に来ています。

農業振興地域整備計画は大きく2つに分かれています。一つはマスタープラン、市の農業振興の計画を定めたものです。もう一つは農地利用計画、農地の指定についての計画です。

今回、皆さんに見ていただきたいのは、農地利用計画ですが、除外が549件、編入が11件です。除外については、既に農業委員会で非農地と判断しているものがほとんどです。

なお、編入については、過去の基盤整備事業により一体的に整備されたものを上げています。

説明は以上です。

事務局

それでは、120ページをご覧ください。議案第66号 農業振興地域整備計画の変更についてご審議願います。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、意見を求められたので、下記の通り意見を提出するものでございます。

農業振興地域整備計画書につきましては、先ほど担当課から説明があったとおりでございます。

なお、145ページから157ページの除外一覧につきましては、過去に非農地通知により農地から除外された土地や西九州自動車道路の整備工事により国により買収が進められた土地、それと元々墓地など農用地に編入されるべきでなかった土地が一覧となっています。除外される箇所につきましてはこのような事情から特に問題はないかと思われま。

なお、委員会として特に確認すべき農地につきましては、145ページからの一覧表の一連番号に丸印を付けております。

158ページの編入される農地につきましても同様に特記すべき農地につきましても丸印を付けております。また、この丸印が付いた農地につきましては、159ページからの図面に印をつけ、地番を記載しておりますのでこちらでご説明いたします。

159ページですが星鹿町の大石地区の3筆になります。松瀬委員と現地の確認をしており、すでに山林原野化しておりますので除外については問題ないとの意見をいただいております。

次に160ページの御厨・志佐地区については白浜地区で、松浦鉄道と旧国道との間にある道がない勾配があり道がほとんどない農地を除外としております。

以前の委員会で非農地処理行おうとした際、集団的農地として農林課から除外できないとの判断が出された地域になりますが、委員会としては一帯を農用地から除外してはどうかとの意見が出されていた地域になります。

今回は、この地域が現状に応じ除外となります。こちらも柿山委員と確認をしております。

西山地区の編入の2か所につきましては整地が済んでいるような状況で、

今後、畑として使われていくものとわかるような場所でございました。こちらも柿山委員さんと現地を見ております。残りについては、志佐、調川では特別ごさいませんでした。上志佐地区も特になく、変わったところは非農地通知を出したところですが、今福地区も163ページにありますけれども特に変わったところはごさいません。164ページの福島地区になりますけれども、右側の515番というところは、大橋を渡ってすぐの所ですが、原野化とまではいきませんが、圃場整備の所から離れた土地で、傾斜した畑であったということです。こちらは、早坂委員さんと立会いを行っております。以上が現地立ち合いをしながら、必要な所を確認したものでございます。こちらの状況を判断したところ、農業委員会としては妥当ではないかというふうに判断をいたしました。以上でございます。

議 長

資料の145ページの右の所に除外理由というところを見ていただくと、西九州道路用地や非農地土を出しているところは、今回除外したいという意向でございます。それ以外の所は、事務局の方が説明したように、現場で確認したということになっております。

担当地区の図面と除外理由、編入理由を見ていただいて、問題がないかどうか確認をお願いいたします。

こちらを見ていただいて、皆さんの方で、何かお気づきの点があれば、ご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

皆さまのほうで、お気づきの点等はございませんか。

5 番

5 番 武部です。これらに関しては、国土調査が終わっているところもあると思うのですが、地番などが変わったところがあるのではないですか。

農林課担当職員

前回、26年度に見直しを行っております。そこから5年後の今の見直しになっています。5年の間に国土調査が入っていて、やはり地番等が合わなかったというのがありましたので、今回合わせるように処理をしております。できれば、それを随時やって行きたいとは思っているのですが、国土調査の分は、反映させていきたいと思っております。

事務局

農業委員会の方は、農地台帳の一筆ごとに農用地の白地と青地というふうに全て地番ごとに登載されております。当然、農業委員会の農地台帳は、国土調査が合った場合は、地番を変更します。農用地であるかどうかとも変わることありますが、国土調査法というのが、農地法や農振法より上位にあります。そこで決定されたものは現況地目として登記に反映されますので、どうしても農地台帳から外れてしまうという現象が起きてきます。そうすると、それを農振地域だからと縛ることができない現状になっています。ただ、そうならないように、農業委員・推進委員の皆様で、「大切な農地は守っていきましょう」というふうに進めていくのが重要だと思っております。ご協力をよろしくお願いいたします。

- 議長 国土調査は、どうしても現況評価で登記になりますので、変わってくる可能性は十分あります。
ほかに、何かご意見はございませんか。
- (意見等なし)
- ご意見もないようでございますので、農業委員会としては、農業振興上問題ないという判断でよろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 議長 それでは、議案第 66 号の農業振興地域整備計画の変更については、農業振興上問題ないということで、適当であるという判断をいたします。
次に、議案第 67 号 荒廃農地による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題とします。
- 事務局 議案第 67 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明致します。
166 ページをお開き下さい。今回は、お一人の方からの 1 件です。申出人は記載のとおりです。申し出地は、調川町下免、台帳地目 田、現況地目 原野 890 平方メートルです。10 月 15 日に村田推進委員と現地確認を行いました。スライドをご覧ください。ご覧頂いているように、既に荒廃していて暖竹等が生い茂っている状況で原野化の状態であります。耕作に行くための道もないくらいに周りも荒廃化してきている状況です。位置図は、177 ページに航空写真は 178 ページに添付しております。現地調査時の写真と合わせてスライドを見て頂けたらと思います。なお、農業振興地域内農用地内でしたので、農林課にお伺いしたところ、農用地から除外しても支障ない旨回答を頂いております。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。
- 推進委員 推進委員の村田です。今説明がありましたとおりで、耕作道路も川を渡っていかなければいけない状態で、暖竹が生い茂っており入っていただけませんでした。コンクリートのような橋もかけてはありますが、老朽化しており、人も渡って行けないような状況です。
ご審議よろしく願いいたします。
- 議長 地元委員さんからも、非農地とするのはやむを得ないだろうというご意見をいただきました。
ここで、皆様方からのご意見を伺いたいと思います。この案件について、何かご意見等はございませんでしょうか。

事務局

この農地は、農用地の一部ですが荒れている状態でございます。これを農用地から除外するときには、農林課の方に「農用地内の農地がこのように荒れているが、外してもいいか」というような伺いをします。「問題ない」ということであれば、農林課の意見を聞いた上で、農業委員会で議案に上げて外すようにするわけですが、こちらは、個別案件になります。単純に荒れているだけでは農用地から外れることはありません。例えば、何か事業をしようとしたとき、もしくは5年に一回の見直しの時に非農地化していたものが外されます。何も事業をしない場合は今回のような見直しの時に外れるようになります。本件のこの部分についても農用地ですけれども、何もしなければ5年後に非農地化という形になります。

議長

皆様の方で、何かご意見はございませんか。

(意見等なし)

よろしいでしょうか。

特に何もありませんので、異議なしと認めます。よって、議案第67号は、申請どおり非農地通知を交付するものといたします。

事務局

皆さんの机の上に「人・農地プラン」の町別の一覧表を置いています。これは30年度分ですので、新しいものが出ましたら、またお配りいたしますので、よろしく願いいたします。農業委員会の地区別研修等で、農業委員、推進委員さんの役割ということで、「コーディネーター役をしてください」という話がよく出されております。現在、集落単位で91集落を令和2年末までに、何とか人・農地プランを形にしたいのですが、具体的な方法については、今月の28日に県北振興局の農林部の方で打合せが予定されています。どのようなスタンスで進めていくのか、農業委員、推進委員の皆様もお忙しいので、できる時期というのには限られてくると思います。そういう状況の中で91集落をどのように進めるのかというところが、今度の打合せのメインになるのではないかと考えています。昨日も、佐世保市の農業委員会の事務局長と「どのように進めるか」というような話をしたのですが、28日に打合せ、またそれ以降も出てくると思いますので、具体的な話が出ましたら、皆様方にお繋ぎしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。いずれにしても、期限内に、人・農地プランが出来上がらないとL資金が借りられない、新規就農者への補助金がもらえない、認定農業者の方が補助の対象にならない等色々な問題が出てくることを念頭において、情勢を注視していただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それから、全国農業図書目録をお配りしております。非常に参考になる資料があります。この前の、地区別農業委員研修会時には、農家相談の手引きというのをお配りしておりましたが、この内容が大変充実していますので、じっくり読んでいただき、ご活用くださいますようお願いいたします。

議 長 次回の開催予定をお伝えいたします。次回の委員会は11月27日 水曜日、13時30分から市民ホールで開催します。これで10月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

15時15分